

海面下の土地所有権に関する最近の裁判例について

七戸, 克彦
慶應義塾大学法学部 : 教授

<https://hdl.handle.net/2324/6189>

出版情報 : 日本エネルギー法研究所月報. 163, pp.1-5, 2003-08-29. 日本エネルギー法研究所
バージョン :
権利関係 :

日本エネルギー法研究所月報

JAPAN ENERGY LAW INSTITUTE MONTHLY BULLETIN



JAPAN ENERGY
LAW INSTITUTE

第163号

【目 次】

海面下の土地所有権に関する 最近の裁判例について(上)……1 七戸 克彦	講演会の開催 …………… 8
クリーン開発メカニズムの概要 …………… 5 佐久間 学	研究班の動き …………… 8
	新着図書資料案内 …………… 10
	研究員の異動 …………… 10

海面下の土地所有権に関する最近の裁判例について(上)

七戸 克彦

1. はじめに

筆者が研究委員として参加している「海の利用をめぐる法的問題班」は、海底ケーブルの敷設あるいは洋上風力発電所の建設等を目的とする私人による海域利用につき、現行法制の調査・問題点・望まれる法制度の提言を行うことを研究テーマとしているが、その考察の際に避けて通ることのできない根本的な問題は、そもそも海面下の土地(海底)に私的な所有権が成立する

のか、という論点である。

(1) 学説

この問題に関する学説の立場は、かつての否定説・肯定説の古典的な対立に対して¹、昭和46年に阿部泰隆論文²が、事案を①自然海没地(浸食・地盤沈下等により海没した土地)、②人工海面(埋込港湾・養殖池・貯木場等の建設により海水を引き込まれた土地)、③払下げ海面(旧幕時代および明治時代に海面の状態で払い下げられた

土地)の3つに分類し,①自然海没地については支配可能性と財産的価値があれば所有権は消滅せず,②人工海面は海ではなく陸地の一部であり,③払下げ海面の所有権の有無は払下げ当時の法制度が海面の状態での所有権を認めていたかどうかによると主張して以降,この3種の分類に従った個別的・類型的考察が一般化している³。

(2) 行政解釈

これに対して,不動産登記実務を中心とする行政解釈においては,原則として否定説に立ちつつ,ただし,上記①自然海没地については,海没の状態が一時的なものである場合に限って,例外的に所有権が消滅しない,との立場がとられている⁴。

(3) 判例

一方,従来の判例の立場は,否定説と肯定説に分かれていたが,昭和30年代以降は,次第に肯定説へと傾斜しているといわれる。主な判例を挙げれば,以下のようになる。

- [1] 東京地判大正3年10月9日法律新聞991号23頁……③払下げ海面につき肯定
- [2] 釜山地方法院判大正3年12月3日法律新聞988号24頁……①自然海没地につき否定
- [3] 大判大正4年12月28日民録21輯2274頁……③払下げ海面につき否定
- [4] 朝鮮高等法院判大正5年5月9日朝鮮高等法院判決録5巻1号521頁・朝鮮高等法院判例1巻民事277頁〔2〕上告審)……①自然海没地につき否定

- [5] 大阪控判大正7年2月20日法律新聞1398号24頁……③払下げ海面につき否定
 - [6] 東京地判昭和38年3月30日下民集14巻3号521頁(羽田空港訴訟第1審判決)……③払下げ海面につき肯定
 - [7] 神戸地判昭和39年6月4日訟月11巻4号565頁……③払下げ海面につき否定
 - [8] 鹿児島地判昭和51年3月31日判時816号12頁(錦江湾訴訟第1審判決)……①自然海没地につき肯定(ただし本件事案については結論否定)⁵
 - [9] 名古屋地判昭和51年4月28日行裁例集27巻4号643頁(田原湾訴訟第1審判決)……③払下げ海面につき肯定⁶
 - [10] 東京高判昭和51年7月12日訟月22巻9号2171頁(羽田空港訴訟控訴審判決)……③払下げ海面につき肯定
 - [11] 最(1小)判昭和52年12月12日訟月24巻1号25頁・判時878号65頁・判タ360号142頁(羽田空港訴訟上告審判決)……③払下げ海面につき肯定⁷
 - [12] 名古屋高判昭和55年8月29日高民集33巻3号176頁・行裁例集31巻8号1678頁(田原湾訴訟控訴審判決)……③払下げ海面につき肯定⁸
- そして,このような状況において現れたのが,上記【9】【12】判決の上告審である次の判決であった。
- [13] 最(3小)判昭和61年12月16日民集40巻7号1236頁(田原湾訴訟上告審判決)⁹

同判決は、所有権肯定説に立っていた第1審・第2審の立場を破棄し、原則として海面の状態では所有権は成立しないとす。その理由は、「不動産登記法による登記の対象となる土地とは、私法上の所有権の客体となる物としての土地をいう。所有権の客体となる物は、人が社会生活において独占的・排他的に支配し利用できるものであることを要する」。だが、「海は、古来より自然の状態のままで一般公衆の共同使用に供されてきたところのいわゆる公共用物であって、国の直接の公法的支配管理に服し、特定人による排他的支配の許されないものであるから、そのままの状態においては、所有権の客体たる土地に当たらない」というものであり、これは、先に触れた登記先例の立場と同様である。

ただし、同判決は、次の2つの場合には、例外的に海面に所有権が成立すると説示する。その1は、上記③払下げ海面のケースであって、「過去において、国が海の一定範囲を区画してこれを私人の所有に帰属させたことがあったとしたならば、現行法が海をそのままの状態で私人の所有に帰属させるという制度を採用していないからといって、その所有権客体性が当然に消滅するものではなく、当該区画部分は今日でも所有権の客体たる土地としての性格を保持している」。その2は、上記①自然海没地であって、「私有の陸地が自然現象により海没した場合についても、当該海没地の所有権が当然に消滅する旨の立法は現行法上存在しないから、当該海没地は人による支配利用が可能でありかつ他の海面と区別して

の認識が可能である限り、所有権の客体たる土地としての性格を失わないものと解するのが相当である」。

しかしながら、同判決は、結論的には、本件係争地は上記例外的場合には該当しないと認定した。だが、本件係争地に関しては、明治期に地券の下付を受け、その後も登記がなされ、固定資産税の徴収が行われ、大蔵省等による公売処分の対象にもなっていたという特殊事情が存在しており、このような特殊事情の下においては、国が何らの補償もせずに係争地の埋立てを行うのは信義則違反になるとの長島敦裁判官の補足意見も付されていたため、同判決の妥当性を疑問視する学説も多く、本判決の射程距離がどこまでかという問題とも関係して、その後の判例の動向が注目されていた。

そこで、以下では、この点を探るため、同判決以降に現れた裁判例の立場を紹介し、あわせて若干の検討を加えることとしたい。

(つづく)

- 1 昭和初期までの判例・先例・学説の対立状況については、後掲注3引用の論文のほか、武井群司=安田正鷹(編)『水に関する学説判例実例総覧』(松山房、1931年8月)……復刻版・農業土木学会古典複製委員会(編)=能登外勉(解題)『農業土木古典選集・明治・大正期第2期2巻・全国編2』(日本経済評論社、1992年9月)690頁以下参照。
- 2 阿部泰隆「海面下に土地所有権は成立するか」ジュリスト臨時増刊476号『(特集)土地問題』(1971年4月)130頁。
- 3 参照の便宜のため、このテーマに関する学説を一括して挙示しておく(なお、個々の判例・先例の評

積・解説等に関しては、別に挙示する)。水辺芳郎「土地の海没と土地所有権の帰趨」香川保一(編)登記研究300号記念『不動産登記の諸問題(上巻)』(テイハン, 1974年9月)307頁, 水辺芳郎「海没している土地の所有権」法社会学28号『現代社会と法』(1975年10月)35頁, 幾代通「海面と土地所有権」民事研修250号(1978年3月)19頁, 新田敏「いわゆる海面下の土地所有権について」法学研究(慶大)51巻7号(1978年7月)975頁, 甲斐道太郎「『不動産』という概念について」民事研修243号(1977年7月)9頁, 新田敏「海面下の土地所有権の問題と海面埋立権」民事研修272号(1979年12月)9頁, 来生新「海の管理」雄川一郎=塩野宏=園部逸夫(編)『現代行政法大系9公務員・公物』(有斐閣, 1984年9月)351頁, 幾代通「海面と土地所有権」『不動産物権変動と登記』(一粒社, 1986年6月)199頁, 亀田健二「沿岸域の海域の利用に関する法的問題」産大法学23巻3号(1989年10月)1頁, 寶金敏明『里道・水路・海浜——法定外公共用物の所有と管理』(ぎょうせい, 1989年9月)。なお, 同書に関しては1995年9月に改訂版が出版されているが, 本稿では初版を参照した)177頁, 建設省財産管理研究会(編著)『共用財産管理の手引(第2次改訂版)』(ぎょうせい, 1995年3月)9頁, 運輸省港湾局埋立研究会(文責・林友洋)「港湾内における埋立行政雑記帳(2)——判例・行政先例からみる海面下の土地所有権——」港湾72巻10号(通巻814号)(1995年10月)39頁。

4 昭和36年11月9日法務省民事甲2801号民事局長回答先例集追Ⅲ708頁。同先例の解説として, 津島安秋『不動産登記先例百選』(別冊ジュリスト30号, 1970年12月)38頁, 慶田康男『不動産登記先例百選(第2版)』(別冊ジュリスト75号, 1982年1月)40頁。このほか, とくに不動産登記法1条の登記能力ある土地の論点との関係で, この問題を論じた文献として, 津島安秋「土地表示登記(1)~(2・完)」民事月報26巻4号(1971年4月)35頁, 5号(5月)3頁, 幾代通「登記能力ある土地(上)(下)——条解不動産登記法(1)(2)」NBL79号(1975年1月)44頁, 81号(2月)38頁, 角張昭治郎「土地の海没とその登記手続(特集・不動産登記における諸問題)」登記先例解説集174号(16巻1号)(1976年1月)104頁, 清水湛「不動産登記を

めぐる諸問題」登記先例解説集188号(17巻4号)(1977年4月)49頁, 吉野衛『注釈不動産登記法総論(上)(新版)』(キンザイ, 1982年6月)40頁, 浦野雄幸「判例不動産登記法ノート(6)——登記能力(その2)——(登記することができる土地)——」登記研究478号(1982年10月)1頁……所収・『判例不動産登記法ノート(1)』(テイハン, 1988年9月)77頁。登記実務(法務省民事局旧第三課→現民事第二課)以外の行政機関——国有財産との関係では旧大蔵省→現財務省, 固定資産税との関係では旧自治省→現総務省, 法定外公共物の管理との関係では旧建設省→現国土交通省——の行政解釈に関しては, さしあたり, 阿部・前掲注2, 寶金・前掲注3を参照。

- 5 本件評釈……篠塚昭次・判例評論221号(判時850号)(1977年7月)127頁。
- 6 本件評釈……水辺芳郎「海面下の土地の所有権の設定の可否——名古屋地判昭和51年4月28日を中心として——(上)(下)」NBL114号(1976年6月)8頁, 115号(7月)20頁, 阿部泰隆「海面下土地所有権再論——名古屋地裁昭和51年4月28日判決を中心として——」ジュリスト616号(1976年7月)83頁, 玉田勝也・民事研修232号(1976年8月)27頁, 篠塚昭次・前掲注5・127頁, 玉田勝也・民事研修263号(1979年3月)8頁。
- 7 本件評釈……水辺芳郎・判例評論236号(判時896号, 1978年10月)138頁。
- 8 本件評釈……「訟務座談会——昭和55年の回顧——」訟務月報27巻1号別冊(1981年1月)163頁, 中野哲弘・法律のひろば34巻2号(1981年2月)84頁, 松永栄治・民事研修288号(1981年3月)38頁, 東海林邦彦『昭和55年度重要判例解説』(ジュリスト臨時増刊743号, 1981年6月)74頁, 甲斐道太郎『昭和55年度民事主要判例解説』(判例タイムズ臨時増刊439号, 1981年6月)7頁, 奈良次郎・金融法務事情974号(1981年11月)11頁, 副田隆重・環境法研究18号(1987年8月)193頁。
- 9 本件評釈……阿部泰隆「海面下に没する干潟の所有権の有無——最高裁昭和61年12月16日判決の検討」法学セミナー388号(32巻4号)(1987年4月)14頁, 来生新・法学教室79号(1987年4月)138頁, 幾代通・ジュリスト882号(1987年4月)86頁, 金子泰輔・民事研修362号(1987年6月)29頁, 新

田敏『昭和61年度重要判例解説』（ジュリスト臨時増刊887号，1987年6月）65頁，上谷均・修道法学10巻1号（通巻19号）（1987年9月）87頁，東法子・手形研究401号（31巻11号）（1987年10月）34頁，浦野雄幸・登記研究478号（1987年11月）1頁，金子泰輔・法律のひろば41巻1号（1988年1月）66頁，水辺芳郎『判例セレクト'87』（法学教室89号別冊付録，1988年2月）19頁，曾田厚・民商法雑誌98巻2号（1988年5月）269頁，青柳馨・法曹時報41巻4号（1989年4月）177頁……所収・『最高裁判所判例解説民事篇（昭和61年度）』（法曹会，1989年12月）〔29事件〕473頁，水辺芳郎・『新演習民法破棄判例（総則・物権）』（法律文化社，1989年4月）34頁，阿部泰隆『街づくり・国づくり判例百選』（別冊ジュリスト103号，1989

年8月）198頁，前田陽一・法学協会雑誌107巻3号（1990年3月）174頁，小田島真千枝『『海面下の土地』の所有権否認と信義則——田原湾訴訟最高裁判決に関して』西南学院大学法学論集23巻2・3号（1991年1月）37頁，来生新『民法判例百選Ⅰ総則・物権（第4版）』（別冊ジュリスト136号，1996年2月）32頁，来生新『民法判例百選Ⅰ総則・物権（第5版）』（別冊ジュリスト159号，2001年9月）32頁，鎌田薫『判例講義・民法Ⅰ総則・物権』（悠々社，2002年4月）47頁。

（しちのへ・かつひこ＝

慶應義塾大学法学部教授）